



2022年5月13日

各 位

会 社 名 シンフォニアテクノロジー株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 平野 新一
 (コード番号 6507 東証プライム市場)
 問 合 せ 先 総務人事部 総務秘書グループ長
 中 村 達 也
 (TEL 03-5473-1800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2022年5月13日）開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第98回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容を明確化するために事業目的を見直すものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 下記製品、その部分品およびシステム機器の製造、販売、修理、エンジニアリング</u> <u>イ 電気機械器具、電子部品・デバイス、ソフトウェア</u> <u>ロ 輸送用機械器具、航空宇宙用機械器具</u> <u>ハ 計量器、精密機械器具、一般機械器具、情報通信機械器具</u> <u>ニ 鋳鉄品、鋳鋼品およびダイキャスト製品</u> <u>(2) 建設工事の請負</u> <u>(3) 労働者派遣事業</u> <u>(4) 前各号に附随する事業</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 電気機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具、航空宇宙用機械器具、半導体製造装置用機械器具、再生医療等製品の製造装置、電子部品・デバイス・電子回路および汎用機械器具の製造ならびに販売</u> <u>(2) 前号に関連する部分品およびシステム機器の製造ならびに販売</u> <u>(3) 建設工事の請負</u> <u>(4) 労働者派遣事業</u> <u>(5) 古物の売買</u> <u>(6) 発電および売電事業</u> <u>(7) 前各号に関連するソフトウェアの作成、販売、修理</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(8) 前各号に関連する保守・修理およびエンジニアリング</u></p> <p><u>(9) 前各号に関連する一切の事業</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 29 日

以 上